

技術名称：吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術「カシイ工法（除去工法）」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

株式会社 香椎
代表取締役社長 山口 幸正
東京都杉並区永福4丁目25番12号

1.2 技術の名称

吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術「カシイ工法（除去工法）」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール（以下、吹付け石綿等という）を石綿粉じんの飛散防止に十分配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術である。本工法の特徴は、作業員の安全を配慮し、かつ、円滑に作業を行える工法である。

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工された吹付け石綿等の除去に際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 関連法令等に則って除去工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、除去工事中の作業者の安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 石綿除去工事に関する技術資料
- (2) 施工実績及び繊維状粒子（石綿繊維を含む）濃度等の測定データ
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審

査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (3) 関連法令等に則って除去作業を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから除去工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 作業者・管理者等に対して、石綿等に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。

9. 審査証明経過

- (1) 建設技術審査証明事業において、2006年9月11日付けで技術審査を完了した。
- (2) 本技術に関する更新について、2011年9月26日付けで技術審査を完了した。ただし、更新日は2011年9月11日として取り扱う。
- (3) 2016年7月12日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2016年9月20日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2016年9月11日とする。
- (4) 2021年5月20日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2021年7月20日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2026年9月10日まで）とする。
- (5) 2026年5月28日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2026年7月14日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2031年9月10日まで）とする。